(d)　一方の締約国の領域におけるコンピュータ関連設備若しくはネットワーク構成要素の利用又は一方の締約国の領域におけるローカライゼーションの要求を情報の国境を越える移転の条件とすること。

(e)　一方の締約国の領域への情報の移転を禁止すること。

(f)　他方の締約国の領域への情報の移転の前に一方の締約国の承認を要求すること。（注）

注　この(f)の規定は、一方の締約国が次のことを行うことを妨げるものではない。

(a)　4の規定に基づき、個人情報及びプライバシーの保護を理由として、情報の移転に関する特定の手段の利用又は特定の情報の国境を越える移転を承認の対象とすること。

(b)　この協定に適合する法令の遵守を確保するため、又はサイバーセキュリティの目的のため、3及び4の規定並びに第一・五条、第八・三条及び第八・六十五条の規定に基づき、人工知能を含む情報通信技術の産品、サービス及び工程について、自国の領域におけるその商業化又は利用の前に認証又は適合性評価を要求すること。

(c)　第八・三条の規定に基づき、知的財産権又は国内法令により生ずる秘密に関する義務であって、この協定に適合するものによって保護された情報の再利用者が当該情報の国境を越える移転（第三国の裁判所及び当局によるアクセスの要請に関するものを含む。）を行う場合に当該知的財産権又は当該義務を尊重することを要求すること。

3　この条のいかなる規定も、締約国が公共政策の正当な目的（注）を達成するために1及び2の規定に適合しない措置を採用し、又は維持することを妨げるものではない。ただし、当該措置が、次の要件を満たすことを条件とする。

注　この条の規定の適用上、「公共政策の正当な目的」は、客観的な態様で解釈するものとし、また、デジタル技術の進化する性質を考慮しつつ、公共の安全、公衆の道徳又は人、動物若しくは植物の生命若しくは健康の保護、公の秩序の維持その他これらに類する公共の利益の目的等の目的の達成を可能とするものとする。

(a)　同様の条件の下にある国の間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないこと。

(b)　目的の達成に必要な範囲を超えて情報の移転に制限を課するものではないこと。（注）

注　この3の規定は、この協定における他の例外の解釈及び当該他の例外のこの条への適用並びに当該他の例外のいずれをも援用する締約国の権利に影響を及ぼすものではない。

4　この条のいかなる規定も、締約国が、個人情報及びプライバシーの保護に関する措置（情報の国境を越える移転に関するものを含む。）を採用し、又は維持することを妨げるものではない。ただし、当該締約国の法律が、移転される情報の保護のために一般に適用される条件（注）の下で移転を可能とする手段について定めていることを条件とする。

注　「一般に適用される条件」とは、個人情報及びプライバシーの保護の横断的な性質に即して、客観的な用語で定められた条件であって不特定の数の経済活動に従事する者に横断的に適用されるものをいい、したがって、一連の状況及び事案を対象とする。

5　この条の規定は、締約国により又は締約国のために保有され、又は処理される情報の国境を越える移転については、適用しない。

6　一方の締約国は、他方の締約国に対し、2に規定する措置の見直しをいつでも提案することができる。

第四条

協定第八・八十一条の次に次の一条を加える。

第八・八十二条　個人情報の保護

1　両締約国は、各締約国の法令に従い個人が自己の個人情報及びプライバシーの保護についての権利を有すること並びにこの点に関する高い基準がデジタル経済における信用及び貿易の発展に寄与することを認める。一方の締約国は、他方の締約国が自国の定める措置によって個人情報及びプライバシーの適切な保護の水準を決定する権利を有することを認める。

2　各締約国は、その管轄内で生ずる個人情報の保護の違反から国籍、居所等の理由による差別なく個人を保護する措置を採用するよう努める。

3　各締約国は、電子商取引に関連する個人情報の保護について定める法的枠組みを採用し、又は維持する。各締約国は、個人情報及びプライバシーの保護のための自国の法的枠組みの策定において、関係国際機関の原則及び指針を考慮すべきである。両締約国は、また、民間が保有する情報への政府のアクセスに関するプライバシー及び情報の保護の高い基準（例えば、民間部門の主体が保有する個人情報への政府のアクセスに関する経済協力開発機構の原則に規定する基準）がデジタル経済における信用に寄与することを認める。

4　各締約国は、電子商取引の利用者に提供する個人情報及びプライバシーの保護に関する情報を公表する。当該情報には、次のものを含める。

(a)　個人がデジタル貿易から生ずる個人情報又はプライバシーの保護の違反に対する救済を得ることができる方法

(b)　個人情報及びプライバシーの保護のための関係する法的な要件の企業による遵守に関する指針その他の情報

第五条

協定第八・六十三条を次のように改める。

第八・六十三条　削除

第六条

この議定書は、協定第二十三・二条1及び2の規定に従って効力を生ずる。

第七条

1　この議定書は、協定第二十三・八条の規定に従い、ひとしく正文であるブルガリア語、クロアチア語、チェコ語、デンマーク語、オランダ語、英語、エストニア語、フィンランド語、フランス語、ドイツ語、ギリシャ語、ハンガリー語、イタリア語、ラトビア語、リトアニア語、マルタ語、ポーランド語、ポルトガル語、ルーマニア語、スロバキア語、スロベニア語、スペイン語、スウェーデン語及び日本語により本書二通を作成した。

2　解釈に相違がある場合には、この議定書が交渉された言語の本文による。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千二十四年一月三十一日にブリュッセルで、作成した。

日本国のために
相川一俊
欧州連合のために
W・ヴァン・デ・ヴォルデ
S・ウェイヤンド

外務大臣　上川　陽子
内閣総理大臣　岸田　文雄